

# 公立大学法人県立広島大学 理事長選考会議関係規程集

公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程	1
公立大学法人県立広島大学理事長選考規程	3
公立大学法人県立広島大学理事長選考規程施行細則	6
公立大学法人県立広島大学定款	21

## 公立大学法人県立広島大学理事長選考会議規程

平成22年6月1日  
法人規程第 9 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款（平成19年3月22日制定。以下「定款」という。）第10条第3項に規定する公立大学法人県立広島大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）の運営等に関し、定款に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事長の選考に関すること
- (2) 理事長の任期に関すること
- (3) 理事長の解任に関すること
- (4) その他選考会議の運営に関する必要な事項

### (組織)

第3条 選考会議は、定款第10条第4項及び第5項に規定する者をもって構成する。

2 選考会議の委員（以下「委員」という。）が欠員となった場合は、選考会議は、速やかに補欠の委員を選任しなければならない。

### (任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営審議会又は教育研究審議会の委員としての任期と同一とする。

2 委員が理事長の候補者として推薦されたときは、当該委員は、委員を辞さなければならぬ。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第6条 選考会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があつたときは、選考会議を招集しなければならない。

### (議事)

第7条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 選考会議が必要と認めたときは、選考会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 選考会議は公開しないものとする。

(議事録)

第10条 議長は、選考会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第11条 選考会議の庶務は、本部総務課において処理する。

(準用規定)

第12条 第2条から前条まで及び次条の規定は、定款附則第5項に規定する選考会議について準用する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が、選考会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 公立大学法人県立広島大学理事長選考規程

平成22年9月1日  
法人規程第14号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人県立広島大学定款（以下「定款」という。）第10条第9項及び第12条第1項の規定に基づき、県立広島大学（以下「大学」という）の学長となる公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の候補者（以下「理事長候補者」という。）の選考、理事長の任期及び解任手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選考の時期)

第2条 公立大学法人県立広島大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事長候補者の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき
- (2) 理事長が辞任を申し出たとき
- (3) 理事長が欠員となったとき
- (4) 理事長が解任されたとき

2 理事長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の3月前までに行い、同項第2号から第4号までに該当する場合は、速やかに行うものとする。

### (選考の基準)

第3条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力及び法人の経営管理能力を有する者の中から選考しなければならない。

### (選考対象者の推薦)

第4条 理事長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員（但し理事長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、選考会議に対して、書面により推薦された者
- (2) 公立大学法人県立広島大学職員就業規則第2条に規定する職員（但し理事長選考会議の委員である職員を除く。以下「職員」という。）15名以上から、選考会議に対して、書面により推薦された者

2 前項各号の規定により推薦を行う者は、選考対象者1人に限り推薦を行うことができるものとし、自らを選考対象者として推薦できないものとする。

#### (選考方法)

第5条 選考会議は、前条の規定により推薦された選考対象者に対し、選考対象者となることの意思を確認するとともに、理事長に就任した場合の所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

2 選考会議は、理事長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（但し選考対象者の推薦者となった者は除く。）に意見を求めるものとする。

当該審議会委員は、理事長候補者の選考に関して意見があるときは、書面により意見を提出するものとする。

3 選考会議は、選考対象者について、書類による審査の後、必要に応じ面接により審査し、最終的に1人を理事長候補者として選考する。

4 選考会議は、選考の結果を、速やかに理事長又はその代理者に報告するとともに公表するものとする。

5 前項の報告を受けた理事長又はその代理者は、広島県知事（以下「知事」という。）に対して、理事長の任命の申出を行う。

#### (任期)

第6条 理事長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

2 理事長が任期の途中で欠けた場合の後任の理事長の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、その残任期間が2年を超えないときは、本残任期間に2年を加えた期間とする。

#### (解任の申出)

第7条 選考会議は、理事長が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に対して理事長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき
- (3) 職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長たるに適しないと認められるとき

#### (解任請求等)

第8条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には理事長の解任について審議を行わなければならない。

- (1) 知事が、理事長が地方独立行政法人法（以下「法」という。）第17条第2項又は同条第3項の規定に該当するに至ったと認め、当該理事長の解任について選考会議に付すよう、知事から選考会議の議長に依頼があったとき
- (2) 経営審議会又は教育研究審議会が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき

- (3) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき
  - (4) 職員の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき
- 2 選考会議は、第1項の審議を行うに際して、理事長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 選考会議は、審議の結果を、速やかに理事長に通知するとともに、公表するものとする。
- 4 選考会議は、審議の結果、解任の申出をすることを議決したときは、知事に対し理由を付して理事長の解任を申し出るものとする。

(準用)

第9条 この規程は、定款附則第5項に規定する理事長選考会議について準用する。この場合、第1条に県立広島大学とあるについては、それぞれ定款附則第2項の表の中欄に掲げる大学に読み替えるものとする。また、第4条第1項の規定により一つの選考会議に選考対象者の推薦があった場合、他の選考会議にも選考対象者としての推薦があったものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、理事長候補者の選考、理事長の任期及び解任手続等に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年 9月 1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

## 公立大学法人県立広島大学理事長選考規程施行細則

平成22年9月1日  
法人細則第 4 号

### (趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人県立広島大学理事長選考規程（以下「選考規程」という。）第11条の規定に基づき、理事長候補者の選考の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (選考の公示)

第2条 公立大学法人県立広島大学理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、選考規程第2条第1項各号のいずれかに該当するときは、選考対象者の推薦の期間及び方法その他必要な事項を決定し、理事長候補者の選考について公示するものとする。

### (選考対象者の推薦)

第3条 選考規程第4条の規定による選考対象者の推薦は、本人の同意を得た上で、推薦書（別紙様式1又は別紙様式2の1及び別紙様式2の2）により行う。  
2 前項の推薦には、被推薦者の同意書（別紙様式3）を添付する。  
3 第1項における推薦の状況（被推薦者、推薦者又は推薦代表者及び推薦者数、推薦書受領日）については、速やかに公表するものとする。また、推薦書（推薦者名簿（別紙様式2の2）を除く）については、これを公表するものとする。

### (所信等の提出及び公表)

第4条 選考規程第5条第1項の規定による理事長に就任した場合の所信の提出は、所信表明書（別紙様式4）により行う。  
2 前項の所信の提出には、選考対象者の履歴書（別紙様式5）を添付する。  
3 第1項及び第2項における所信表明書及び履歴書については、これを公表するものとする。

### (選考対象者の辞退)

第5条 選考対象者は、所信を提出した後に選考対象者を辞退する場合は、辞退届（別紙様式6）を提出しなければならない。  
2 前項の辞退の申出があった場合は、速やかにその状況（辞退者及び辞退届受領日）を公表するものとする。

### (審議会委員からの意見聴取)

第6条 選考規程第5条第2項の規定による審議会委員からの意見の提出は、意見書

(別紙様式7)により行うものとする。

2 前項における意見書の提出の状況(意見提出者、意見書受領日)は、これを公表するものとする。

(解任請求等)

第7条 選考規程第8条第1項第4号の規定による解任請求は、解任請求書(別紙様式8の1及び8の2)の提出により行う。

2 前項における解任請求の状況(解任請求代表者及び解任請求者数、解任請求書受領日)及び解任請求書(解任請求者名簿(別紙様式8の2)を除く)は、これを公表するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 この細則に基づき提出された資料の公表に当たっては、サイン及び印影並びに住所等の個人情報の保護に配慮するものとする。

(準用)

第9条 この細則は、定款附則第5項に規定する理事長選考会議について準用する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、理事長候補者の選考の実施に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年 9月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年 7月 20日から施行する。

別紙様式 1

推 薦 書

平成 年 月 日

公立大学法人県立広島大学  
理事長選考会議議長様

推 薦 者

審議会委員

氏 名

(印)

私は、本人の同意を得て、次の者を、公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考対象者として推薦します。

(ふりがな) 氏名	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

※推薦理由には、人格、学識、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力、法人の経営管理能力について400字程度で記載してください。

※理事長候補者選考の過程で、この推薦書は公表されます。

別紙様式2の1

推 薦 書

平成 年 月 日

公立大学法人県立広島大学  
理事長選考会議議長様

推薦代表者  
学部等・職名

氏 名

(印)

私は、本人の同意を得て、次の者を、公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考対象者として推薦します。

(ふりがな) 氏 名	
現職名又は最終職名	
推薦理由	

※推薦理由には、人格、学識、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力、法人の経営管理能力について400字程度で記載してください。

※推薦書には、推薦代表者を含め15名以上の推薦者の自署による推薦者名簿（別紙様式2の2）を添付してください。

※理事長候補者選考の過程で、この推薦書（推薦者名簿を除く。）は公表されます。

推 薦 者 名 簿

被推薦者氏名：

推薦者氏名（15名以上／代表者を含む。／自署）

※この推薦者名簿への署名は、理事長候補者選考の公示の後、行ってください。

※必要に応じ用紙をコピーして記載し、推薦書に添付してください。

別紙様式 3

同 意 書

公立大学法人県立広島大学  
理事長選考会議議長 様

公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考対象者として推薦  
されることに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

別紙様式4（表面）

所 信 表 明 書

公立大学法人県立広島大学  
理 事 長 選 考 会 議 議 長 様

公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考対象者となるに当たり、次のとおり所信を表明します。

平成 年 月 日

氏 名 印

別紙様式4（裏面）

- ・所信には、公立大学法人県立広島大学の将来ビジョン及び教育、研究、地域貢献、経営管理の基本方針について、3,000字程度以内で記載してください。
- ・用紙はA4判（縦）とし、ワープロ等で横書きしてください。
- ・理事長候補者選考の過程で、この所信表明書は公表されます。

別紙様式5（表面）

履歴書

(ふりがな) 氏名		生年月日	年月日(歳)
住所	〒		

学歴		
年月	事項	
学位・免許・資格		
年月	事項	
職歴		
年月	事項	

別紙様式5（裏面）

主な教育研究業績（5件以内）		
年　月	事　項	
学会・社会における活動等		
年　月	事　項	
賞　　　　　罰		
年　月	事　項	
その他特記すべき事項		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">平成　　年　　月　　日</p> <p style="text-align: center;">氏　　名</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

※理事長候補者選考の過程で、この履歴書は公表されます。

## 別紙様式5（注意事項）

### 【履歴書記載上の注意事項】

#### 1 学歴欄

大学学部入学以降の学歴を記入

#### 2 学位・免許・資格欄

学位（授与大学名）及び免許（登録番号）や資格を記入

#### 3 職歴欄

主な職歴を記入

#### 4 主な教育研究業績欄

教育研究業績のうちから、主なものを5件以内で記入

#### 5 学会・社会における活動等欄

(1) 所属する主な学会名のほか、そこにおける役職名（会長・評議員等）とその期間を記入

(2) 国際誌、国内誌の学術編集員等名を記入

(3) 公的機関等における主な審議会委員等の経験があれば記入

(4) その他参考となる事項を記入

#### 6 賞罰欄

学会賞等の受賞について記入

#### 7 その他特記すべき事項

上記以外で特に伝えるべきことについて記入

※記入欄については、必要に応じ調整してください。

別紙様式 6

辞 退 届

公立大学法人県立広島大学  
理事長選考会議議長 様

このたび、公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考対象者  
として推薦されました。選考対象者となることを辞退いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(印)

別紙様式7

意 見 書

公立大学法人県立広島大学  
理 事 長 選 考 会 議 議 長 様

公立大学法人県立広島大学理事長候補者の選考に係る意見については、次のとおりです。

平成 年 月 日

審議会委員  
氏 名 印

※理事長候補者の選考に係る意見を400字程度で記述してください。

解 任 請 求 書

平成 年 月 日

公立大学法人県立広島大学  
理事長選考会議議長様

代 表 者  
学部等・職名

氏 名

印

私達は、次の理由により、公立大学法人県立広島大学理事長〇〇〇〇の解任を請求します。

【解任請求理由】

※解任請求理由について400字程度で記載してください。

※理事長解任請求書には、代表者を含め職員（公立大学法人県立広島大学職員就業規則第2条に規定する職員）の3分の1以上の解任請求者の自署による解任請求者名簿（別紙様式8の2）を添付してください。

※理事長解任審議の過程で、この解任請求書（解任請求者名簿を除く。）は公表されます。

別紙様式8-2

### 解任請求者名簿

※必要に応じ用紙をコピーして記載し、解任請求書に添付してください。

# 公立大学法人県立広島大学定款

## 目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等

　　第1節 役員（第8条－第12条）

　　第2節 役員会（第13条－第16条）

第3章 審議機関

　　第1節 経営審議会（第17条－第20条）

　　第2節 教育研究審議会（第21条－第24条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 委任（第29条）

附 則

　　第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、県立広島大学（以下「県立大学」という。）を広島市南区宇品東一丁目に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、広島県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を広島市南区宇品東一丁目に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、広島県報に登載して行う。

第2章 役員等

　　第1節 役員

（定数）

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

- 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に規定する役員会の議を経なければならない。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は広島県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

- 2 理事長は、県立大学の学長となるものとする。
- 3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。
- 4 理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。
- （1） 第17条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者
- （2） 第21条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者のうちから当該教育研究審議会において選出された者
- 5 前項第1号に該当する委員のうち1人以上は第17条第2項第3号に掲げる者とし、前項第2号に該当する委員のうち1人以上は第21条第2項第5号に掲げる者とする。
- 6 理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。
- 7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 議長は、理事長選考会議を主宰する。
- 9 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

- 第11条 理事は、理事長が任命する。
- 2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 3 監事は、知事が任命する。

(役員の任期)

- 第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。
- 2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。
- 3 監事の任期は、任命後4年を経過する日又は任命後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第34条第1項の規定による財務諸表承認の日のいずれか早い日までとす

る。補欠の監事の任期も同様とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項及び第17条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

## 第2節 役員会

(設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事で構成する。

(招集)

第14条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、役員会において意見を述べることができる。

(役員会の議を経る事項)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要な事項

## 第3章 審議機関

### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要な事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 理事長
  - (2) 理事長が指名する理事
  - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第2号（任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）及び第3号の委員の数の合計は、委員の総数の過半数とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号及び第2号に掲げる委員については、当該職の任期とする。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (7) その他法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）
  - (2) 理事長が指名する理事
  - (3) 理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
  - (4) 理事長が指名する職員
  - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、前項第1号から第3号までに掲げる委員については、当該職の任期とする。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他県立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 県立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 資本金等

### (資本金)

第27条 法人の資本金については、別表に掲げる資産を広島県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として広島県が評価した価額の合計額とする。

### (解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを広島県に帰属させる。

## 第6章 委任

### (委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるものほか、法人の規程に定めるところによる。

## 附 則

### (施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

### (経過措置)

2 法人は、第3条に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において、次表上欄に掲げる大学に在学する者が当該大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、それぞれ同表中欄に掲げる大学（以下「旧大学」という。）を設置し、その位置は同表下欄に掲げるとおりとする。

県立広島大学設置及び管理条例（平成16年広島県条例第39号）による廃止前の広島県大学設置及び管理条例（昭和39年広島県条例第33号。以下「旧条例」という。）第2条に規定する広島県立大学	広島県立大学	庄原市七塚町
旧条例第2条に規定する県立広島女子大学	県立広島女子大学	広島市南区宇品東一丁目
旧条例第2条に規定する広島県立保健福祉大学	広島県立保健福祉大学	三原市学園町

3 前項の規定により法人が設置する旧大学は、同項に規定する者が当該旧大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

4 理事長は、旧大学の学長となるものとする。

5 第10条第3項に規定するもののほか、法人に旧大学ごとに理事長選考会議を置く。

6 附則第3項の規定により旧大学が廃止される日までの間（以下「旧大学存続期間」という。）において、学長となる理事長の任命に係る法人の申出は、第10条第3項の規定にかかわらず、同項及び前項に規定する理事長選考会議の選考に基づき行う。この場合において、これらの理事長選考会議の選考の結果が一致しないときは、当該申出は、各理事長選考会議の代表者で構成する会議（以下「代表者会議」という。）

の選考に基づき行う。

- 7 代表者会議は、第10条第3項及び附則第5項に規定する理事長選考会議を構成する者のうちから当該理事長選考会議において選出された者で構成する。
- 8 前項の規定により各理事長選考会議から選出される者の数は、それぞれ1人とする。
- 9 第10条第4項から第9項までの規定は、附則第5項に規定する理事長選考会議について準用する。この場合において、第10条第4項及び第6項から第9項までの規定中「理事長選考会議」とあるのは「附則第5項に規定する理事長選考会議」と、同条第4項第2号中「第21条第1項」とあるのは「附則第13項」と、同条第5項中「第17条第2項第3号に掲げる者とし、前項第2号に該当する委員のうち1人以上は第21条第2項第5号に掲げる者」とあるのは「第17条第2項第3号に掲げる者」と読み替えるものとする。
- 10 第10条第7項及び第8項の規定は、代表者会議について準用する。この場合において、これらの規定中「理事長選考会議」とあるのは「代表者会議」と、同条第7項中「委員」とあるのは「附則第7項の規定により各理事長選考会議から選出された者」と読み替えるものとする。
- 11 附則第7項及び第8項並びに前項に定めるもののほか、代表者会議の議事の手続その他代表者会議に関し必要な事項は、議長が代表者会議に諮って定める。
- 12 旧大学存続期間において、学長となる理事長の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、2年以上6年を超えない範囲内において、第10条第3項及び附則第5項に規定する理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。この場合において、これらの理事長選考会議の議の結果が一致しないときは、当該任期は、代表者会議の議を経て、法人の規程で定める。
- 13 第21条第1項に規定するもののほか、法人に旧大学ごとに当該旧大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。
- 14 第21条第2項（第5号を除く。）から第5項までの規定及び第22条から第24条までの規定は、前項に規定する教育研究審議会について準用する。この場合において、第24条第9号中「県立大学」とあるのは、「当該旧大学」と読み替えるものとする。

(最初の理事長の任命の特例等)

- 15 第10条第1項の規定にかかわらず、法人の成立後最初の理事長の任命については、知事が行う。
- 16 第12条第1項及び附則第12項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 変更後の定款は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 変更後の定款は、平成27年3月31日から施行する。